

第5章 母子・父子及び女性福祉

第5章 母子・父子及び女性福祉

第1節 母子・父子福祉

1 母子・父子福祉の動向

経済的に困窮し、社会的にも弱い立場となる状況が少なくない母子家庭の福祉を増進するため、国や地方自治体、民間により、これまでいろいろな支援施策が行われてきました。

しかしながら、母子福祉施策は関連する領域が極めて広く、様々な法律や制度に基づいて個別に行われており、必ずしも十分でなかったのが実情でした。そこで、母子家庭に対する施策の総合化、体系化を図り、母子家庭の生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、一体的に母子家庭の福祉増進を図るため、昭和39年7月に「母子福祉法」が制定されました。その後「母子福祉法」は、昭和57年4月に「母子及び寡婦福祉法」に改正されました。さらに、父子家庭の増加と支援の必要性から、平成26年10月、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正されています。

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」は、基本理念を「全て母子家庭等には、児童が、その置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるために必要な諸条件と、その母子家庭の母及び父子家庭の父の健康で文化的な生活とが保障される」と定め、その理念に基づいた施策が展開されています。

母子家庭になる主な原因としては、死別によるものから生別によるものに移行しており、厚生労働省が発表した「人口動態調査」によると、全国の離婚件数は、昭和39年以降増加し、一時的に低下した後、昭和63年を底にして平成14年まで増加し続けました。令和3年は18万4,384組と、前年より8,869組減少しています。

このような傾向は、高度経済成長期を経て日本の社会的構造が変化し、また女性の社会進出で経済力が伴ってきたことなどにより、女性にとって離婚が稀なことではなくなってきたためとの見解もありますが、現実はまだまだ生活の裏付けが弱いまま離婚に至るケースも少なくないと見られます。このように、離婚や遺棄の増加、加えて未婚の母の増加など、従来とは異なる配慮を必要とする母子家庭が増加しており、これらの母子家庭が抱える問題が複雑・多様化していることから、それらへの適切な対応も求められています。

なお、平成22年には父子家庭にも児童扶養手当が支給されることになりました。また平成23年に実施された全国母子世帯等調査（現「全国ひとり親世帯等調査」。厚生労働省が5年に一度実施している実態調査）の結果から、母子家庭同様、父子家庭における就業・経済状況の厳しい現状が明らかになり、自立支援事業等においても父子家庭への

支援が拡充されました。以降、ひとり親家庭の自立を促進するため、総合的なひとり親福祉施策の構築が図られています。

また、令和元年度に発生した新型コロナウイルス感染症の影響により、経済的基盤が弱く厳しい状況にあるひとり親家庭に対して、臨時特別給付金等の支援策が講じられました。

2 母子・父子福祉の現況

(1) ひとり親相談（子育て支援課）

ひとり親家庭の生活・住宅・離婚・養育などの問題に母子・父子自立支援員が相談に応じ、必要な情報提供や自立へ向けた支援を行っています。また、生活の安定につながる就労支援や子どもの修学費用などの資金貸付等により、ひとり親家庭の自立促進を図っています。

なお、母子・父子自立支援員の主な業務は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条において、配偶者のいない者で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対する相談とその自立に必要な情報提供及び指導、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行うことと規定されています。

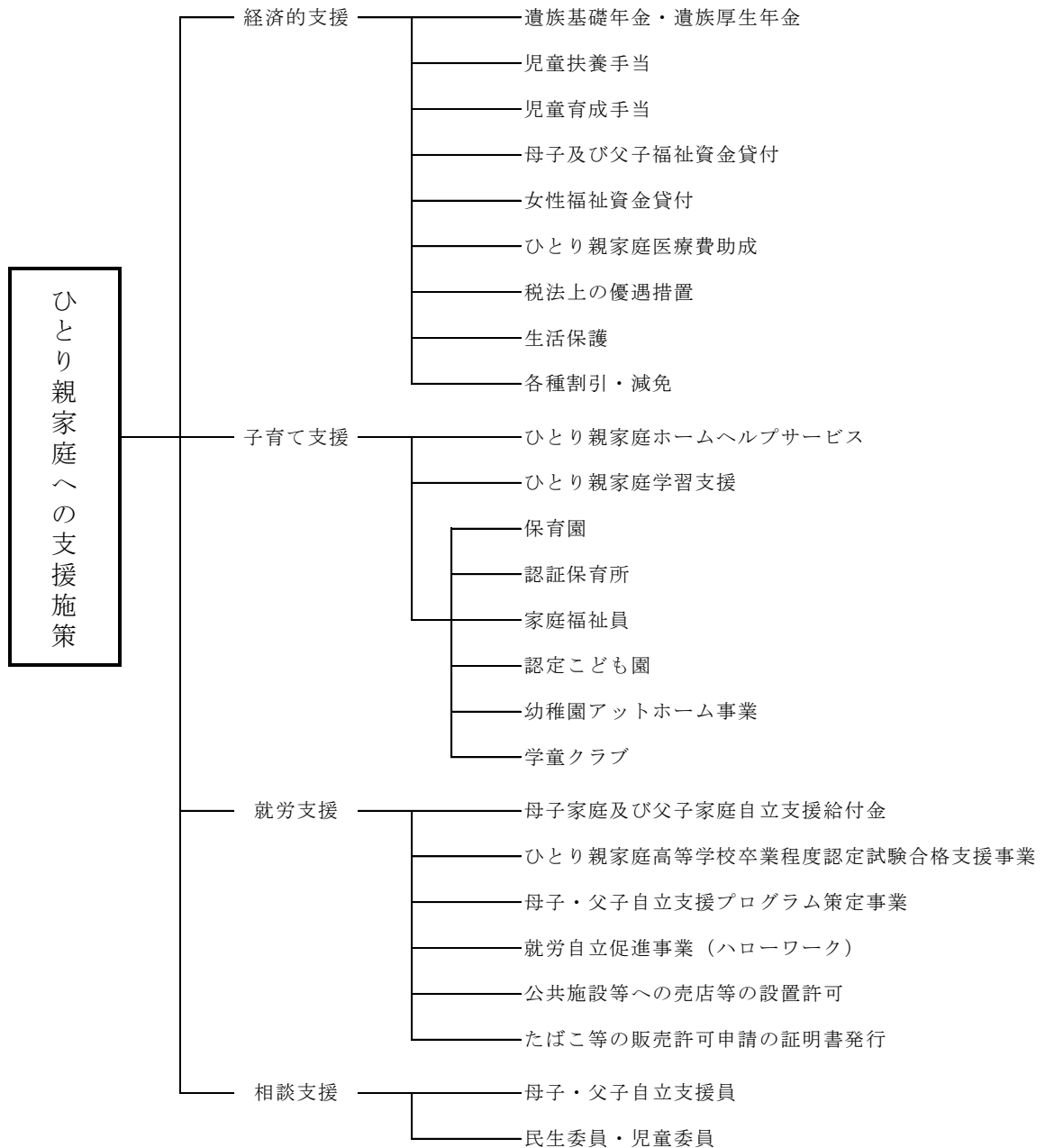
表1 母子・父子自立支援員の相談指導状況 (令和4年4月1日～令和5年3月31日)

相談種別		相談件数	相談種別		相談件数
生活一般	住宅	66	生活支援	母子・父子福祉資金	206
	医療	88		女性福祉資金	12
	家庭紛争	8		公的年金	12
	就労	284		児童扶養手当	56
	養育費	15		生活保護	38
	家事援助	50		税	10
	その他	75		その他	55
児童	養育	65	その他	母子自立支援施設 (児童福祉法第38条)	0
	教育	47			
	その他	40			
合 計					1,127

3 ひとり親家庭の施策

ひとり親家庭に対する福祉施策は、母子及び父子並びに寡婦福祉法をはじめ、生活保護法、児童福祉法、国民年金法、雇用保険法などの法律や条例等によって行われています。これを体系的に示すと、図1のようになります。

図1



以上のように、ひとり親家庭の福祉の基本理念に基づき各種の制度、施策が行われていますが、これらの施策や権利(手当の支給など)がひとり親家庭に十分周知され、その活用が図られるよう、市報やホームページなどで紹介し、さらにチラシ等配布物などで周知に努めています。

(1) 母子及び父子福祉資金貸付（子育て支援課）

この制度は、ひとり親家庭の経済的自立を助長し、生活意欲を高め、あわせて児童の福祉を増進することを目的とするものです。この資金貸付制度は、母子及び父子並びに寡婦福祉法が制定される以前から「母子福祉資金の貸付等に関する法律」（昭和27年）によって始められ、当時は事業開始資金が貸付金の中で最も多く利用されていましたが、その後資金の種類も増え、貸付限度額も増額され、現在は修学資金の利用者が多くなっています。その要因は、高校・大学等への進学率の増、授業料等教育費の増が考えられ、近年の貸付状況でも修学資金・就学支度資金が9割以上を占めています。なお、令和2年4月より高等教育の修学新制度が開始され、住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯が給付型奨学金と授業料減免の対象となり、修学資金・就学支度資金の利用が減少しています。

表2 母子及び父子福祉資金貸付及び償還状況（令和4年度）（単位：円）

資金名	貸付件数	貸付金額	調定金額	償還金額	未償還金額
事業開始資金	0	0	777,313	22,791	754,522
事業継続資金	0	0	0	0	0
修学資金	29	15,105,720	102,234,864	38,514,150	61,684,164
技能習得資金	0	0	2,898,154	531,660	2,366,494
修業資金	0	0	1,986,360	1,063,610	922,750
就職支度資金	0	0	210,946	5,460	205,486
医療介護資金	0	0	464,020	6,000	458,020
生活資金	0	0	8,555,623	1,608,356	6,174,047
住宅資金	0	0	0	0	0
転宅資金	0	0	4,295,121	746,300	3,548,821
就学支度資金	5	1,376,100	15,957,407	5,979,034	9,853,373
結婚資金	0	0	0	0	0
児童扶養手当資金	0	0	105,396	105,396	0
合計	34	16,481,820	137,485,204	48,582,757	85,967,677

※未償還金額は、不納欠損額を差し引いた金額

表3 母子及び父子福祉資金貸付及び償還状況年次推移（単位：円）

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
貸付金額	33,194,710	33,309,904	26,504,844	19,885,310	16,481,820
償還金額	47,954,260	48,353,457	59,362,586	49,131,232	48,582,757

(2) 母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業（子育て支援課）

① 教育訓練給付金事業

児童扶養手当の支給を受けている方（または同様の所得水準の方）が、教育訓練講座等を受講する際に、講座費用の最大60%を1回に限り給付します（上限額あり）。適職に就くために講座の受講が必要と事前に認められた方が対象です。

（令和4年度実績 給付件数0件 0円）

② 高等職業訓練促進給付金等事業

児童扶養手当の支給を受けている方（または同様の所得水準の方）が、就職に有利な国家資格の取得を目指す場合に、一定期間訓練促進給付金等を支給します。修業期間中、経済的支援が必要と認められた方が対象です。

（令和4年度実績 年度対象者8人（看護師他計6資格）8,909,000円）

③ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（東京都社会福祉協議会）

②を受給している方を対象に、養成機関への入学準備金（上限50万円）、就職準備金（上限20万円）を貸し付けます（条件により返済免除あり）。

（令和4年度実績 入学準備金1件 500,000円 就職準備金1件 200,000円）

(3) 就労支援事業（母子・父子自立支援プログラム）（子育て支援課）

児童扶養手当の支給を受けている方（または同様の所得水準の方）に対し、ハローワーク等と連携して就労支援を行います。必要に応じて「母子・父子自立支援プログラム」を策定し、自立に向けた就業支援を行っています。

（令和4年度実績 プログラム策定12人）

(4) ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業（子育て支援課）

日常生活を営むのに支障があるひとり親家庭に対して、一定の期間ホームヘルパーを派遣し、日常生活の世話等必要な援助を行います。所得に応じて自己負担があります。

（令和4年度実績 年度延961時間 2,199,080円）

(5) ひとり親家庭学習支援事業（子育て支援課）

児童扶養手当の支給を受けている、または同様の所得水準の世帯の子（小学校6年生、中学生及び高校生相当年齢）を対象に、学習支援を実施しています（生活支援課と合同で実施）。

（令和4年度実績 集合型人数50人 派遣型人数5人 実施場所4か所）

(6) ひとり親家庭医療費助成制度（子育て支援課）

ひとり親家庭の医療費の一部（被保険者証を使って窓口で支払うことになっている保険の自己負担分）を助成するものです。ただし、住民税課税世帯の方は一部負担金（額は高齢者の医療の確保に関する法律を準用）を窓口でお支払いいただくことになっています。なお、保険の対象にならないものについては助成されません。（表4）

表4 助成状況

年 度	世帯数	対象人数(人)	受診件数(件)	医療費助成費(円)
平成30年度	933	1,986	23,965	59,049,215
令和元年度	814	1,956	22,293	53,579,575
令和2年度	777	1,982	18,752	47,769,242
令和3年度	808	1,622	20,108	52,663,141
令和4年度	798	1,645	19,377	51,199,900

(7) 市営プール無料利用券交付（子育て支援課）

市営プール夏期開設期間中、ひとり親家庭の中学生以下の児童と、小学校3年生以下の児童の付き添いの者に対して無料利用券を交付しています。

(8) その他

前述した事業のほかに、ひとり親家庭の福祉向上を図るため、次の事業の実施やご案内等を行っています。（各事業等要件あり）

- ・ 遺族基礎年金・寡婦年金の請求手続き（保険年金課）
- ・ 水道料金、下水道使用料の減免（東京都水道局小平サービスステーション）
- ・ 都営交通無料乗車券の発行（障がい者支援課）
- ・ JR通勤定期3割引購入のための「資格証明書」及び「購入証明書」の発行（子育て支援課）
- ・ 交通遺児見舞金・学費援助金の支給（小平市社会福祉協議会）
- ・ 売店等の公共施設内への優先的設置許可（水と緑と公園課、文化スポーツ課、公民館）
- ・ 粗大ごみ処理手数料の減免、家庭ごみ指定収集袋の交付（資源循環課）

第2節 女性福祉

1 女性福祉の動向

昭和32年売春防止法の施行により、要保護女子の自立更生を促進するため、東京都は婦人相談所と婦人相談員を設置し、要保護女子の生活問題や職業、健康の問題などの相談に応じ、面接調査、訪問指導、連絡及び移送措置等の業務を行ってきました。

しかし、昭和35年以降、時代の変容と相談ニーズの多様化に伴い、家庭内の問題を親族などで解決できずに福祉事務所や婦人相談所に相談や保護を求める婦人や母子が増加するようになりました。

昭和50年の国際婦人年を契機として、人道的立場あるいは女性解放の視点から婦人の緊急保護施設の整備等を求める要望が強まるなど、新しい社会的ニーズが生じました。これに対応するため、援助を必要とする全ての婦人に対して平等にその抱える問題に応じ、相談、指導および援護を行うことを目的として、昭和52年4月東京都婦人相談センターが発足しました（現在、東京都女性相談センターに名称変更）。

また、それまでは家庭内の問題として表に出にくかった配偶者等からの暴力も社会問題となり、議員立法として「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」

（略：DV防止法）が平成14年4月から全面施行されました。これによりDV被害者も支援を必要とする対象者とされました。DV防止法は、平成25年の一部改正で、配偶者だけでなく同居の交際相手からの暴力も対象になる等、適用範囲が拡大されました。

同様に、平成25年10月に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（略：ストーカー規制法）が一部改正され、ストーカー被害者も支援対象者とされました。

経済的支援としては、昭和32年1月、東京都は要保護女子の自立更生を促進するため、婦人更生資金貸付制度を設けました。当初は生業資金（事業開始資金）の利用者が多い状況でしたが、次第に就職、転宅、修学等の資金の比率が高くなりました。

その後、前述の婦人相談と同様に対象者やニーズが変化し、昭和45年に「東京都婦人福祉資金」、平成3年4月に「東京都女性福祉資金」に名称が変更となり、貸付目的も「配偶者のいない女子等の経済的自立と安定した生活を送るため」と改められました。

2 女性福祉の現況

(1) 婦人相談

夫婦・親子の対人関係や離婚・生活・住宅など、女性の抱える様々な問題について相談に応じています。

表5 婦人相談員相談状況 (令和4年4月1日～令和5年3月31日)

相談内容	件数	相談内容	件数
夫婦・親族関係	233	住宅関係	32
男女・職場近隣関係	4	施設入所	4
医療・妊娠関係	32	女性福祉資金	2
生活困窮関係	26	その他	0
就職・職業関係	16	計	349

(2) 女性福祉資金貸付(子育て支援課)

配偶者のいない女性が経済的に自立して、社会的に安定した生活を送るために必要な資金を貸し付ける制度です。

貸付対象者は、都内に6か月以上居住する次の①または②に該当する方です。

- ① 親・子・兄弟姉妹などを扶養している方(所得制限なし)
- ② 親・子・兄弟姉妹などを扶養していない方で、かつて母子家庭の母として子を扶養したことがある方または婚姻歴のある40歳以上の方(所得制限あり)

表6 女性福祉資金貸付及び償還状況(令和4年度) (単位:円)

資金名	貸付件数	貸付金額	調定金額	償還金額	未償還金額
事業開始資金	0	0	4,632,444	0	4,632,444
事業継続資金	0	0	1,225,460	0	487,184
修学資金	3	3,045,900	12,099,270	4,015,875	8,083,395
技能習得資金	0	0	367,200	28,800	338,400
就職支度資金	0	0	141,470	9,450	132,020
医療介護資金	0	0	10,782	10,782	0
生活資金	0	0	1,025,904	512,560	513,344
住宅資金	0	0	0	0	0
転宅資金	0	0	916,699	0	916,699
就学支度資金	0	0	718,159	206,444	511,715
結婚資金	0	0	301,840	0	301,840
合計	3	3,045,900	21,439,228	4,783,911	15,917,041

※未償還金額は、不納欠損額を差し引いた金額

表7 女性福祉資金貸付及び償還状況年次推移

(単位：円)

年 度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
貸付金額	589,000	972,000	1,793,700	3,152,200	3,045,900
償還金額	2,964,485	3,598,314	2,861,190	2,957,653	4,783,911

(3) 女性相談事業（市民協働・男女参画推進課）

女性問題等について、女性相談室にて専門の相談員が電話、面談で相談に応じています。

相談日時 月曜 午前 10 時～午後 6 時
火～土曜 午前 10 時～午後 4 時
(祝日・年末年始を除く)